

当院すべての屋内・敷地内

全面禁煙

当院の屋内および敷地内は禁煙です。

2020年4月の健康増進法改正により、
禁煙に違反して喫煙した人は最大30万円の罰金が科されることがあります。

※受動喫煙防止の観点から電子タバコ及びその類似品を含め
当院ではご使用になれません。



皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

南九州病院 院長

